

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバル
代表者名 代表取締役会長兼社長 大久保 秀夫
(JASDAQ・コード番号8275)
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 康二
電話番号 03-3498-1541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 29 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 16 年 6 月 9 日に交付された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)に伴い、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行い、併せてその他必要な規定および文言の加除・修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	改 定 案
<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;"><第1条～第6条 条文省略></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主割当による募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に規定する単元未満株式の買増を請求する権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p style="text-align: center;">定 款</p> <p style="text-align: center;"><第1条～第6条 現行どおり></p> <p>(条文削除、以下条数繰上げ)</p> <p>(単元株式数) (下線部分削除)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (下線部分削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現 行	改 定 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権利行使に際しての<u>手続き等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><第13条～第32条 条文省略></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会</u>を開催することができる。</p> <p><第34条～第44条 条文省略></p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>る。</p> <p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに<u>これらの</u>備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては<u>これ</u>を取扱わない。</p> <p><第12条～第31条 現行どおり></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p><第33条～第43条 現行どおり></p>

現 行	改 定 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(平成19年6月22日改訂)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第9章 附 則</u></p> <p><u>第44条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第45条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第46条 本附則第44条、前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(平成21年6月25日改訂)</u></p>